

2 保健所長の資格要件の見直しについて

(1) 見直しの背景等

地域保健法施行令に規定されている保健所長の医師資格要件については、地方分権改革推進会議より、保健所長の医師資格要件に関する要望が出され、また、平成14年12月「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」の中で「保健所への医師の必置を維持しつつ、保健所長の医師資格要件の廃止について、平成14年度中に保健所長の職務の在り方に関する検討の場を設ける」こととされた。

これらを受け、平成15年3月から有識者等からなる「保健所長の職務の在り方に関する検討会」を開催し、保健所長の職務の在り方に関し幅広い議論を行ったところであり、当該検討会の検討結果を踏まえ、保健所長に例外的に医師以外の者を充てるための要件を定めるための地域保健法施行令の改正を行うものである。

(2) 改正の概要

近年、健康危機管理への対応を始め、地域の安全・安心の拠点としてより高い管理能力が保健所に求められており、今後より高い水準の保健所長を確保することを目指す必要がある。

一方、地方公共団体が公衆衛生に精通した適切な医師の確保に努力したにもかかわらず確保ができない場合には、以下の条件の下、例外的措置として、医師以外の者を保健所長とすることを可能にすることとする。

① 医師以外の者とは、以下の要件を満たす者とする。

(7) 公衆衛生行政に必要な医学に関する専門的知識に関し医師と同等以上の知識を有する者

(イ) 5年以上公衆衛生の実務に従事した経験がある者

(ロ) 国立保健医療科学院の行う養成訓練の課程を経た者

② 例外の期間は、原則として2年以内の期間とする。

③ 医師を当該保健所の職員として配置する。

保健所長の職務の在り方に関する検討会 報告書の「まとめ」の概要

「現行の医師資格要件を維持しつつ、公衆衛生に関する専門的知識及び実務経験並びに組織管理能力に関して一層の水準の向上を目指す必要がある、医師確保について関係者がまず努力を行うべきである。最大限の努力をしても医師確保の改善が見られない場合は、その時点で見直す必要がある」との医師資格要件を維持すべきとの意見と、「保健所長は医師であることを原則とするが、医師の保健所長を確保することが困難な場合には、確保できるまでの一定期間、例外的に、一定の公衆衛生に関する教育と研修を受け、一定期間以上の公衆衛生の実務経験を有し、当該資質を備えた他の専門職の者を保健所長に充てることを認めるべきである」との医師資格要件に例外を設けるべきとの意見の両論併記となった。

なお、この他に一人の委員からではあるが「医師資格要件を廃止し、医師以外の者の任用を認め、保健所には必ず医師を配置する」との意見が出された。

◎検討会委員（五十音順・敬称略）

座長	石井 威望	（東京大学名誉教授）
座長代理	小幡 純子	（上智大学教授）
	金川 克子	（石川県立看護大学学長）
	黒川 清	（日本学術会議会長）
	櫻井 秀也	（日本医師会常任理事）
	志方 俊之	（帝京大学教授）
	嶋津 昭	（全国知事会事務総長）[平成15年9月15日まで]
	中川 浩明	（全国知事会事務総長）[平成15年9月16日から]
	多田羅 浩三	（日本公衆衛生学会理事長）
	秦 靖枝	（牛久市民福祉の会事務局長）
	福田 富一	（宇都宮市長）
	吉村 健清	（産業医科大学教授）

「地域保健法施行令の一部を改正する政令案」に関する御意見募集の結果

1 意見募集期間 平成16年9月8日（水）～平成16年9月27日（月）

2 意見数 12通

3 意見の概要

(1) 例外を認める医師以外の者の要件について

- ① 国立保健医療科学院の行う養成訓練の対象者に保健師を加える。(5件)
- ② 過去に保健師コースを終了した者は国立保健医療科学院の行う養成訓練の課程を経た者とする。(4件)
- ③ 国立保健医療科学院の行う養成訓練とは、同院で行う「専門課程」(1年コース)を修め、Master of Public Health (MPH)を授与された者とする。(1件)
- ④ 「公衆衛生行政に必要な医学に関する専門的知識に関し医師と同等以上の知識を有する者」の認定基準を施行令に明記すべき。(1件)
- ⑤ 「医師と同等以上の知識を有する者」を「公衆衛生行政に必要な専門的知識を有する者」として管理者として必要な要件を別途規定すべき。(1件)
- ⑥ 5年以上の公衆衛生の実務経験だけでは行政管理職として職務を果たすには不十分であり、「行政管理職として2年以上の経験を有する者」を加えるなど、行政管理職としての経験を重視すべき。(1件)
- ⑦ 地方公共団体が当該地方公共団体での公衆衛生の実務経験での必要年数(5年を超えない範囲)を定め、それを加えることができるようにする。(1件)
- ⑧ 「5年以上公衆衛生の実務に従事した経験がある者」とは対人保健部門及び対物保健部門に関しておしなべて経験した者とする。(1件)

(2) 例外として医師以外の者を保健所長とする期間について

- ① 例外期間(2年)は延長すべき(4件)
- ② 例外期間を規定する必要はない(3件)
- ③ 医師以外の者を保健所長とすることはあくまでも「例外措置」であり、保健所を設置する地方公共団体には「公衆衛生医師たる保健所長を確保する責任があること」施行令に明記すべき。(1件)
- ④ 医師以外の者を保健所長とする地方公共団体については、「公衆衛生医師たる保健所長の確保計画の策定」を義務づけるものとし施行令に明記すべき。(1件)

(3) 医師を当該保健所の職員として配置する。

- ① 医師以外の者が保健所長となった場合の当該保健所に配置する医師は、相当の経験を持った医師の配置が望ましく、医師のレベルについても記載すべき。また、兼務では意味がないので専務として配置すべき。(1件)
- ② 地域保健の危機管理、保健所他職種間との調整やより専門的スーパーバイザーとして保健所の医師配置は必要である。(1件)
- ③ 医師の複数配置も極めて重要である。(1件)

(4) その他

- ① 医師が保健所長という前提であれば、現在の保健所長自身の職務の在り方が問われるべき。(1件)
- ② 人材確保や人材育成を怠ってきた地方自治体に対する例外的措置のために施行令まで改正する必要はない。当該自治体が自立的な組織機構改革を実施すれば何ら支障は無いはずである。(1件)

保健所長の医師資格要件についての法的位置づけについて

1 地域保健法（昭和22年9月5日 法律第101号）抜粋

（所長その他の職員）
 第10条 保健所に、政令の定めるところにより、所長その他所要の職員を置く。

2 地域保健法施行令（昭和23年4月2日 政令第77号）抜粋

（所長）
 第4条 保健所の所長は、医師であつて、左の各号の一の該当する技術吏員でなければならない。
 一 三年以上公衆衛生の実務に従事した経験がある者
 二 厚生労働省組織令（平成十二年政令第252号）第百三十五条に規定する国立保健医療科学院の行う養成訓練の課程を経た者
 三 厚生労働大臣が、前二号に掲げる者と同等以上の技術又は経験を有すると認めたる者

3 関係通知

地域保健法施行令第4条第2号、第3号に定める保健所長の資格について（平成16年4月1日 健発第0401001号厚生労働省健康局長通知）抜粋

地域保健法施行令第4条第2号に定める「国立保健医療科学院の行う養成訓練の課程」及び第3号に定める「厚生労働大臣が、前2号に掲げる者と同等以上の技術又は経験を有する者と認めたる者」については、地域保健法第16条第2項に基づき、下記のとおり通知する。（略）

記

- 1 地域保健法施行令第4条第2号に定める「国立保健医療科学院の行う養成訓練の課程」とは、国立保健医療科学院教育訓練規程（平成14年厚生労働省訓第38号）第5条に定める「専門課程Ⅰ」をいう。
- 2 地域保健法施行令第4条第3号に定める「厚生労働大臣が、前2号に掲げる者と同等以上の技術又は経験を有する者と認めたる者」とは、次の(1)、(2)のいずれか該当する者をいう。
 (1) 外国において、1に準じる課程を修了し、公衆衛生修士(MPH, MSPH)の学位を取得した者若しくは教育に3年以上か
 (2) 医師免許取得後、公衆衛生に5年以上従事した経験を有し、かつ、上従事し定めて「専門課程Ⅰ」の科目のうち、別表に掲げる5科目を受講し、12単位を修得した者
- 3 医師免許取得後、保健所に1年以上勤務した経験を有する者については、その保健所における勤務期間を2(2)に定める期間に算入する。

(別表)

科目名	総単位数
公衆衛生総論	/
公衆衛生行政	
保健統計学・疫学	
組織経営・管理	
公衆衛生活動論	
	12単位

3 公衆衛生医師確保推進登録事業について

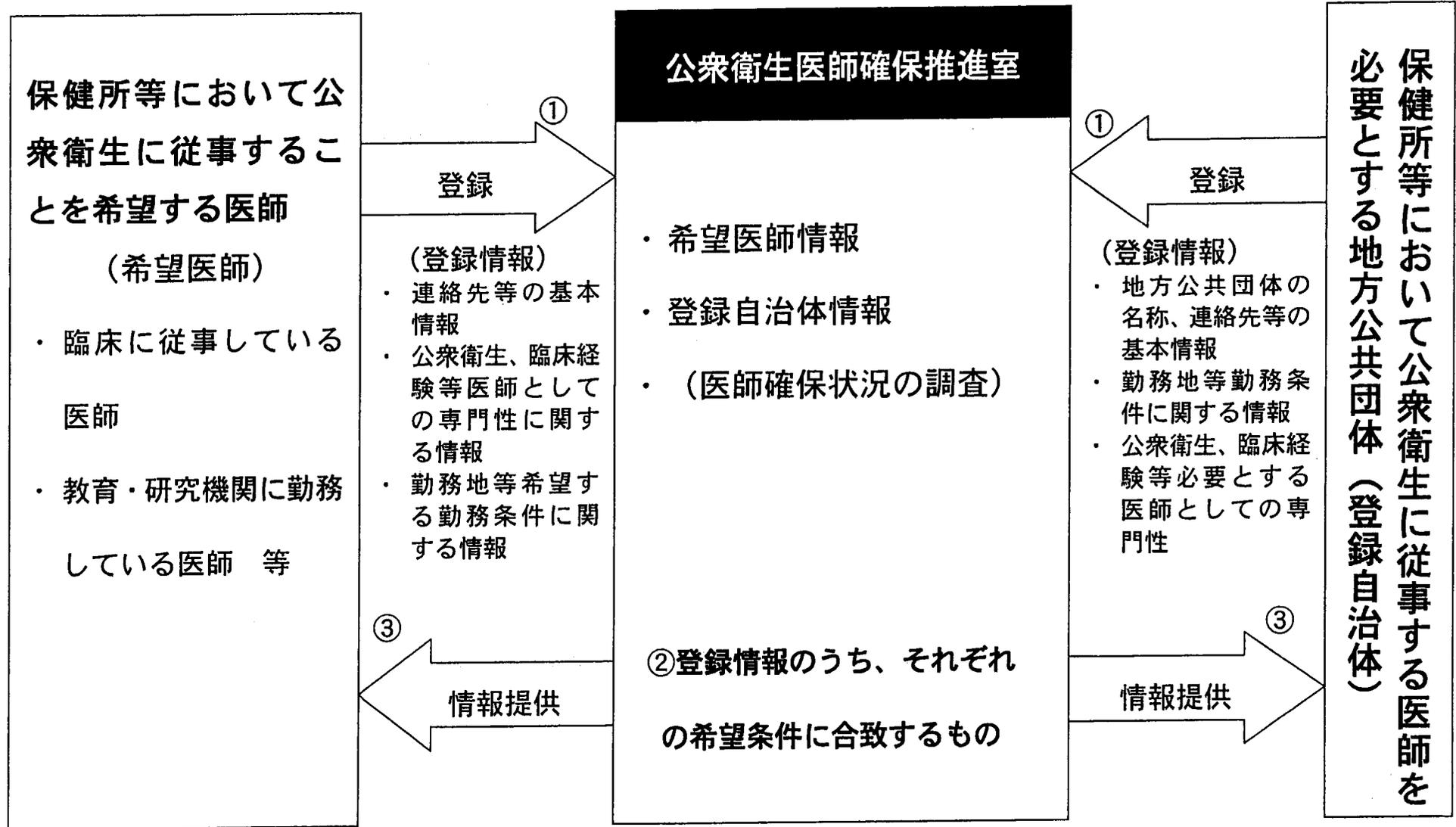
(1) 事業概要

保健所等において公衆衛生に従事する医師の確保に関しては、地域の偏りが存在することが指摘されていることから、公衆衛生に従事することを希望する医師及び公衆衛生に従事する医師を求める地方公共団体に対する情報提供等を通じて、地方公共団体における公衆衛生に従事する医師の確保を支援し、地域における公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的として、平成16年3月10日に厚生労働省健康局総務課内に「公衆衛生医師確保推進室」を設置し、公衆衛生医師確保推進登録事業を行っている。

(2) 事業内容

- ・ 厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2004/06/tp0621-2.html>)に掲載して情報提供
- ・ 保健所等において公衆衛生に従事することを希望する医師の把握及び登録
- ・ 保健所等において公衆衛生に従事する医師を求める地方公共団体の把握及び登録
- ・ 上記登録医師及び登録自治体それぞれからの照会に対する登録医師又は登録自治体についての情報の提供

公衆衛生医師確保推進登録事業のイメージ



4 公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会開催要綱

(1) 趣旨

地域保健の推進においては、保健所が重要な役割を果たしており、その機能を十分に発揮するためには、公衆衛生医師の確保が重要であるが、一部の地方公共団体においてはその確保の困難な状況が見受けられる。

今般、「保健所長の職務の在り方に関する検討会報告書」が平成16年3月にまとめられたが、同検討会における保健所長の医師資格要件の在り方の議論に際して、熱意のある公衆衛生医師の育成・確保が、日本の公衆衛生を向上させる上で極めて重要な問題であること、また、これまで国、地方公共団体及び関係団体による公衆衛生医師育成・確保のための努力が必ずしも充分でなかったことが指摘された。併せて、公衆衛生医師確保に関する問題の解決に向けて短・中・長期にわたる実行可能なロードマップを早急に作成するべきであるとの提言がなされた。

このようなことから、今後の公衆衛生医師の育成・確保に向けて、関係者・団体が取り組むべき具体的施策について検討し、指針としてまとめることを目的として本検討会を開催する。

(2) 検討事項

公衆衛生医師の育成・確保の環境整備のために必要な施策について、主に下記の事項について具体的に検討する。

- ① 公衆衛生医師育成のための方途
- ② 公衆衛生医師確保のための方途
- ③ 国、地方公共団体、関係団体に求められる具体的取組 等

(3) 検討会の運営

- ① 委員は、別紙のとおりとし、座長1名、座長代理1名をおく。
- ② 座長は必要に応じて参考人を招くことができる。

(4) その他

- ① 検討会は、厚生労働省健康局長が開催する。
- ② 会議は、公開とする。
- ③ 検討会の庶務は、厚生労働省健康局総務課地域保健室において行う。
- ④ 本要綱に記載のないものについては、別途定めることとする。

公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会委員

(敬称略・五十音順)

おおいだ たかし

大井田 隆 日本大学医学部教授

おばた じゅんこ

小幡 純子 上智大学大学院教授

かくの ふみひこ

角野 文彦 滋賀県長浜保健所長

しのざき ひでお

篠崎 英夫 国立保健医療科学院長

すえむね てつろう

末宗 徹郎 茨城県総務部長

たかの たけひと

高野 健人 東京医科歯科大学大学院教授

つちや たかし

土屋 隆 (社)日本医師会常任理事

なや あつお

納谷 敦夫 大阪府健康福祉部長

5 平成17年度予算概算要求について(地域保健対策関係)

地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、人材の育成・確保に対する支援や地域における健康危機管理体制の機能強化などを行うとともに、保健事業の実施における地域・職域の連携の強化及び地域の特性に応じた地域保健事業を実施する。

事 項	平成16年度 予 算 額	平成17年度 概 算 要 求 額	備 考	百万円
	百万円	百万円		百万円
地域保健対策	< 5,462 > 3,093	< 5,954 > 3,039		
1. 地域保健事業の推進	< 3,105 > 2,195	< 2,941 > 2,079	・地域保健推進特別事業 ・ホームレス保健サービス支援事業 (在日外国人保健サービス支援事業は、平成16年度で廃止)	2,069 10
2. 人材確保・育成対策の 推進等	< 619 > 593	< 615 > 589	・特定町村人材確保対策事業 ・地域保健関係職員等研修事業 ・保健所医師等研修会事業 ・先駆的保健活動交流推進事業	64 434 23 44
3. 地域における健康危機 管理体制の強化	< 67 > 67	< 89 > 89	・健康危機管理体制整備推進費 ・健康危機管理支援情報システム事業費	3 86
4. 地域・職域連携事業 の推進 (健康フロンティア戦略)	< 285 > 2	< 405 > 30	②・地域・職域連携支援経費 ③・地域・職域連携推進事業 ・メンタルヘルス対策の推進 (労働衛生課計上)	4 26 <375>
5. 調査研究の推進等	< 1,386 > 236	< 1,904 > 252	・保健所業務費(結核対策事業費) ④・公衆衛生医師育成・確保推進事業 ・厚生労働科学研究費 健康科学総合研究費 健康科学総合研究推進事業費 (大臣官房厚生科学課計上)	224 19 <1,652>
6. その他	—	—	・保健衛生施設・設備整備費(メニュー化予算) 保健所、市町村保健センター等	

注1) < >は他局計上分を含む。